

2 目標と基本的な課題

目標Ⅰ みんながその人らしく生きることができ、みんなで誰をも尊重し合い、自立をはぐくむ社会を目指します

生涯を通じた男女平等に関する教育・学習により、自立した人間を育てるとともに、すべての人が、一人の人間として互いに尊重し合い、人権が侵害されることのない社会づくりを目指します。

(基本的な課題1) みんなの人権の尊重と侵害の解消

現状と課題

日本国憲法では「個人の尊重」と「法の下での平等」が規定されており、この2つの規定はそれぞれ、女性も、男性も、高齢者も子どもも、誰もが対等な存在として尊重されなければならないということを意味しています。

しかしながら、個人の人権に対する最大の侵害である暴力は、身体に対する暴力や、精神的な暴力、性的な暴力など、様々な形で現代社会に存在しています。

それがどんな形のものであっても、また、どんな理由があるにしても、あらゆる暴力は、それを向けられた相手に対する最も深刻かつ重大な人権侵害であり、許されざるものです。

特に、女性と男性の間に生まれる暴力は、意識的であっても、無意識であっても、そのほとんどが、相手を対等な存在として認めず、自分よりも劣る存在と考える不平等な関係のもとで起こることにより、被害者から誇りや生きていく自信を奪っていきます。

これは、女性も男性も人として尊重され、その人らしく生きることができ、それぞれが個性を認め合える社会、そして平等な社会を目指すという、男女共同参画社会の理念に反するものであり、男女共同参画社会の実現のためにも、あらゆる暴力の根絶を目指していく必要があります。

女性と男性の間に生まれる暴力の形態のひとつとして、DV(*13 ページ参照)があります。

平成13年4月に制定されたDV防止法(*13 ページ参照)は、平成14年4月から本格的に施行されましたが、この法律が人々に認知されるにしたがって、DVそのものに対する認識もまた社会に浸透してきました。

*** DV(ドメスティック・バイオレンス)及びDV防止法**

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義している。

なお、内閣府においては、対象範囲に恋人も含むより広い概念として、「夫・パートナーからの暴力」という用語を使用する場合もあるが、「夫」という言葉を用いているのは、女性が被害者になることが圧倒的に多いためである。

これまでDVに苦しみながらも、単なる夫婦げんかといった家庭内の問題であるとして、誰にも救いを求められずにいた人たちも、自ら声を上げることができるようになったことで、本県における平成17年度のDV相談件数は4,513件に達するなど、DV防止法制定前年の平成12年度（449件）に比べて、約9倍の増加となっています。

DV防止法は、当初から施行後3年で見直すこととされていましたが、平成16年に改正されたDV防止法（以下、「改正DV防止法」という。）は、「配偶者からの暴力」には、身体に対する暴力のほか、心身に有害な影響を及ぼす言動も含むことが、条文の中で明記されました（改正DV防止法第1条第1項）。

また、「配偶者」の範囲についても、離婚した元配偶者や、法律的には夫婦でなくても、実質的に夫婦と同様の生活をしている相手、あるいは過去に夫婦と同様の生活をしてきた相手から暴力を受ける場合を含むなど（同条第2項）、被害者の保護が一層図られるようになりました。

さらに、DV防止に向けた施策を実施する県の責務として、配偶者からの暴力の防止や、生活再建支援を含めた、被害者保護のための基本計画を定めることが新たに盛り込まれました（同法第2条の3）。

本県では、これまでもDVのない県づくりを目指して、県民一人ひとりに対する意識啓発に取り組むとともに、被害者の支援や、被害者支援の視点に立った加害者対策のための取組など、DV予防のための積極的な施策を展開してきましたが、DV防止法の改正を受けて、DV防止基本計画を平成18年3月に策定したところです。

今後、民間団体や市町村、医療機関、警察、司法機関など、DV被害者の支援に当たる関係機関との連携を一層強化しながら、被害者一人ひとりの状況に即した支援を総合的に行っていく必要があります。

また、DVなど、男女間のあらゆる暴力を根絶するためには、女性と男性がお互いを対等な存在としてその人権を尊重し、女性であれ、男性であれ、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体で共有していくことが必要です。

同時に、DVは身近にある重大な人権侵害であり、犯罪にもなりうる行為であることや、DVの本質とその存在を、広く県民に知らせることが大切です。

そのためには、DVに関しての広報や啓発活動、またDVを予防するための教育など、「DVを許さない」という意識の醸成に向けた取組を粘り強く続けていくことが必要です。

また、精神的にも肉体的にも傷つき、生活の基盤も決して安定しているとはいえないDV被害者の新たな生活を支えていくために、相談体制の充実、安全な住環境の確保、生活再建支援など、様々な視点から適切な支援策を展開していく必要があります。

改正DV防止法では、事実上の婚姻関係を含む配偶者と、元婚姻関係にあった配偶者から受ける暴力をDVとして規定していますが、この規定には当たらない交際相手からの暴力も、本質は全く変わるところがありません。

特に、最近では、高校生や大学生など若者の間で、親密な関係の男女等に起こるいわゆる「デートDV(*)」などの暴力が広がっていることが注目されていますが、これからの社会を担う若者の世代に、交際相手への暴力を容認する意識が広がることは極めて深刻な問題であり、その予防など積極的な取組を進める必要があります。

用語の説明

* デートDV

DVは決して大人だけの問題ではなく、デート中の若者の間でも様々な形の暴力が起こっており、セックスをきっかけに暴力が始まったり、本格化したりします。そのような親密な関係にある若者間の暴力をデートDVと言います。(山口のり子著「デートDV防止プログラム実務者向けワークブック」より)

配偶者間の暴力以外にも、家庭内で起こる、性に起因する暴力の別の形に、父親等から子どもへの性的虐待があります。こうした暴力は、被害を受けた子どもの心や身体、ひいてはその人生そのものに、計り知れない傷を残すこととなります。

子どもの未来と命を守るため、被害を予防し、また早期に発見するための体制整備や、被害を受けた子どもの人権に十分配慮した支援を進める必要があります。

女性と男性の間に生まれる暴力には、女性から男性に向けられる場合もありますが、現在、被害者の圧倒的多数を占めているのは、その多くが相対的に男性より体格や腕力が劣り、男性とは異なる身体の仕組みを持つ女性です。男女間のあ

あらゆる暴力を根絶するためには、特に男性から女性に対する暴力の根絶に向けた取組と、圧倒的多数を占める被害女性の生活再建などの支援の取組を、積極的に展開していく必要があります。

特に、強姦や強制わいせつ、痴漢などの性犯罪は、加害者の圧倒的多数を占める男性が、自らの支配欲や性的欲求を満たすという目的のため、女性や子どもの人権を侵害する卑劣な犯罪行為のひとつであり、被害者が心や身体に一生回復できない傷を受ける場合も少なくありません。DVをはじめとする性に起因する暴力は、恐怖や不安、自分に対する無力感などから、それまでと同様の日常生活を送ることを困難にするような深刻な人権侵害です。

さらに、男女間のあらゆる暴力の被害者は、暴力そのものによって身体的また精神的に大きな被害を受けるだけでなく、第三者の心ない、あるいは被害者の気持ちを十分理解せずになされた不用意な言動によっても、さらに傷つくことがあります。このようなことを「二次的被害」と言いますが、これによって、DVをはじめとする性に起因する暴力の被害者が、さらに辛く、悲しい思いをすることなく、安心して被害を届け出られる環境を整備し、被害者一人ひとりの人権を最大限に尊重した被害者支援を進めるとともに、DVをはじめとする男女間のあらゆる暴力を許さない社会環境づくりに努める必要があります。

また、セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）（*）も、その根本にあるのは、女性を対等なパートナーとして見ない意識に加え、性的な関心ないし欲求の対象として見る意識等であって、その行為が人権を不当に侵害するものであるという構造はDVをはじめとする性に起因する暴力と同じです。

被害者の名誉や尊厳を不当に傷つけ、その能力の発揮を妨げるだけでなく、心身や生活に深刻な影響を与えるセクシュアル・ハラスメントが最も早く顕在化したのは就労の分野であり、平成18年6月に改正された「改正男女雇用機会均等法」においては、男性に対するセクシュアル・ハラスメントも含めた対策を講じることが事業主に対し義務付けられました。

セクシュアル・ハラスメントが不当な人権侵害であるという認識は、社会の中に広く浸透してきており、平成16年度県民意識調査によると、5割を超える県民が、職場におけるセクシュアル・ハラスメントを人権侵害であると回答しています。

用語の説明

* セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)

男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会報告書「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」（平成16年3月）では、セクシュアル・ハラスメントについて、「継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものである。」と定義している。

現在では、就労の場に限らず、福祉などの現場や、学校などの教育機関、研究の場、スポーツの場でのセクシュアル・ハラスメントなども注目されるようになっており、あらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた取組を行っていく必要があります。

特に、就労の場におけるセクシュアル・ハラスメントは、被害を受けた人が、同じ環境の中で就労を続けることが困難になる場合も少なくありません。万一セクシュアル・ハラスメントが発生してしまった時には、その被害者が就労を継続できるよう、職場復帰の支援をはじめ、適正な対応をすみやかに講じることも求められています。本県においては、セクシュアル・ハラスメントに関する女性からの相談件数が、平成14年、15年は100件を超え、16年も97件と被害が顕在化していることから、さらなる取組が求められています。

また、ストーカー行為等も、自分の一方的な思いから、被害者の気持ちを顧みることなく、被害者の心身や生活の平穩を不当に害するものであり、根底は性犯罪やセクシュアル・ハラスメントと同じです。ストーカー行為等はどんどん過激になっていく傾向が強く、被害者に対する暴行や傷害、殺人などの凶悪犯罪に発展するおそれがあり、早期の適切な対策が必要とされます。

平成12年11月には、「ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下、「ストーカー規制法」という。）」が施行されましたが、本県では、ストーカー行為等の認知件数が、平成13年から16年までのわずか4年間で1,350件を超えています。被害者の立場に立ったストーカー規制法の適切な運用はもとより、予防に向けた積極的な広報・啓発など、一層の取組が求められます。

さらに、女性や子どもへの人権の軽視から生まれる行為に、売買春があります。売買春は、「性」を商品化し、「もの」として売り買いするものです。それは人間としての尊厳を深く傷つけ、人権を軽んじた行為であり、決して許されるものではありません。

日本では、売買春で性を商品化されるのは、ほとんどが女性であり、何らかの強制を受けている場合や、搾取されている場合も少なくありません。特に、子どもを対象とする児童買春は、児童の権利に対する極めて重大な侵害であり、その心身の成長に計り知れない悪影響を及ぼすおそれがあります。

さらに近年では、中学生や高校生など、若年層を中心に「援助交際」という言葉が使われることも非常に多くなっていますが、その実態は金銭を受け取って性行為を行うことであり、売春行為にほかなりません。「食事、カラオケなどにつきあうだけ」という条件を提示している場合でも、匿名性の高い相手と直接会うことが、そのまま性犯罪などの事件につながる危険があります。

女性や子どもが売買春の被害者にならないよう、売買春を未然に防止するための取組を進めるとともに、売春を行った女性や、児童買春の被害を受けた子どもに対して、その人権に配慮しながら、社会復帰の支援を行う必要があります。

近年では、売買春を目的として、女性や子どもを「もの」として売り買いする人身取引(*)の被害も急増しています。人身取引は、その被害者、特に女性に対して、深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、被害の回復が難しいため、人道的観点からも、迅速・的確な対応が求められます。

国レベルでは、平成17年6月に刑法を改正し、新たに人身売買罪（刑法第226条の2）を創設し、それに先立つ平成16年12月に内閣官房において「人身取引対策行動計画」を策定するなどの取組を進めていますが、三方を海に囲まれ、成田国際空港を擁する本県においても、人身取引を未然に防ぐための対策強化はもとより、被害女性の保護、帰国のための支援など、新たな取組を検討する必要があります。

用語の説明

* 人身取引(トラフィッキング)

搾取の目的で、暴力若しくはその他の形態の強制力による脅迫若しくはこれの行使、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくは弱い立場の悪用又は他人を支配下に置く者の同意を得る目的で行う金銭若しくは利益の授受の手段を用いて、人を採用し、運搬し、移送し、蔵匿し又は収受することをいう。搾取には、少なくとも、他人を売春させて搾取すること若しくはその他の形態の性的搾取、強制的な労働若しくは役務の提供、奴隷若しくはこれに類する行為、隷属又は臓器摘出を含める。（「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する『人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書（人身取引議定書）』」第3条(a)）。

世界中で毎年60万～80万人が人身取引の犠牲となっていて、その約8割が女性だと推定されています。

(U.S. Department of State, Trafficking in Persons Report 2005 より)。

男女間のあらゆる暴力や人権侵害を根絶していくためには、女性の人権を、男性の人権と同等に尊重する意識を醸成することが必要です。

メディアによってもたらされる情報は、望むと望まざるとにかかわらず、日常生活のあらゆる場面で多くの人々が触れるものであり、一人ひとりの意識や行動の形成に対して与える影響は非常に大きいものです。特に、近年では高度情報化が進み、その影響力は一層拡大しています。

しかしながら、一部の広告や番組等では、固定的な性別役割分担意識(*18ページ参照)に基づいて、女性や男性を表現している情報が見受けられます。特に、女性の性的側面のみを強調したり、女性等に対する暴力的表現を扱った情報も少なくないなど、メディアにおいて、人権尊重への配慮が十分なされていない状況があります。

メディア関係者に対して、固定的な性別役割分担意識にとらわれることのない表現を用いるとともに、女性の人権を尊重した表現を行うよう、男女共同参画に

関する配慮を働きかける必要があります。さらに、雑誌に掲載されている性風俗関係の広告など、こうした情報に接することを望まない人々を不適切な情報から守るよう、インターネットや携帯電話、ビデオ、ゲームソフトなどメディアの特性に応じた対策をとる必要があります。

特に、インターネットや携帯電話については、匿名性が高く、不特定多数の相手との情報のやりとりが可能なことから、異性同士の出会いの場を提供する「出会い系サイト」などを介して、売買春や、強姦などの性犯罪の被害に遭う事件が増加しており、被害を未然に防ぐという観点からも、広報・啓発について積極的な取組を進める必要があります。

用語の説明

* 固定的な性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいう。

「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は、固定的な考え方により男性・女性の役割を決めている例である。

これまで、男女共同参画についてあまり考慮されてこなかった分野として、災害復興を含む防災に関連したものがあります。

近年、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震等、大規模な自然災害や事故等の災害が起きた時の経験から、被災した時には家庭や生活を守るための責任が増大し、それが女性に集中することなどの問題が明らかになりました。

被災者としての男性のストレスが女性に向かい、その結果として女性のストレスが増大し、心身に不調をきたす場合があることなどが、社会に認識されるようになってきています。また、震災等により家を失った結果、それまでとは別の家族と同居する場合について、同居に伴う対人関係のトラブルやPTSD(*19 ページ参照)など、男性も含めた被災者に特有の心の悩みや生活の悩みも報告されています。

内閣府の「影響評価事例研究ワーキングチーム」の調査では、阪神・淡路大震災の被災及び復興状況の課題として、女性が災害弱者であること、家庭内暴力、性犯罪等の問題が、平常時より凝縮して現れたことなどが指摘されています。

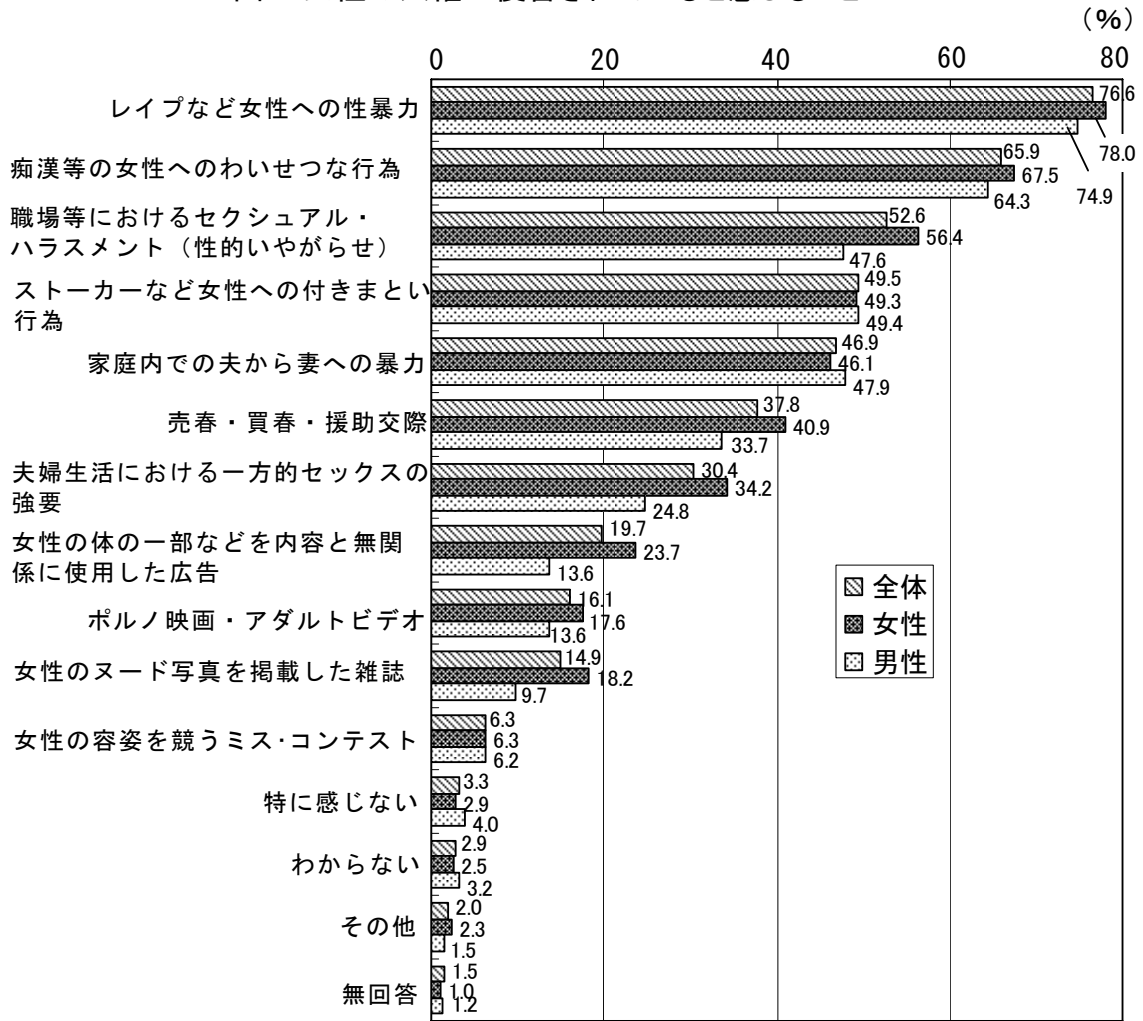
*** PTSD (Post Traumatic Stress Disorder: 心的外傷後ストレス障害)**

地震・火災・交通事故などの強いストレスの後に起きる精神障害。
原因となる出来事（自然災害、人為災害、事故、暴行傷害、性暴力傷害など）にさらされた経験があり、その出来事が本人の意思とは関係なく様々な形で繰り返し体験されたり（再体験）、その出来事に関連する刺激や思考を回避したり、あるいは重要な活動への関心が薄くなったり孤立したと感じたり自分のことを建設的に考えられなくなったり（回避・精神麻痺）、また、眠りにくくなったり怒りっぽくなったり物音などに過敏に反応したりすること（覚醒昂進）が1ヶ月以上続く場合とされる。1ヶ月以内は自然に回復する可能性が高いとされ、急性ストレス反応と呼んで区別される。（「アメリカ精神医学会 (American Psychiatric Association, APA) 「精神障害の診断と統計マニュアル」第4版 (Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders, DSM-IV)」）。

従来は、災害復興を含めた防災時における対応を定める防災関係の政策・方針決定の場において、被災者の半数を占め、災害弱者でもある女性の視点が盛り込まれる機会がほとんどなく、被災者を支援する現場においても、支援に当たる側の女性が少ないこと等から、更衣場所の設置をはじめとする、男性とは異なる女性のニーズに十分対応できる仕組みが整っていませんでした。

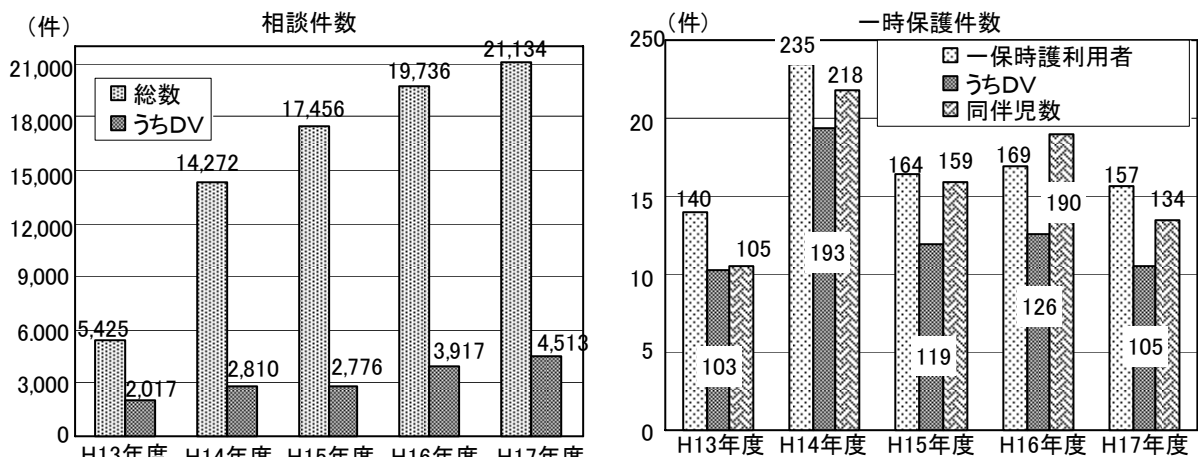
今後は、災害復興を含む防災の分野においても女性の人権が十分に保障されるよう、平常時から、男女共同参画の視点に立った適切な組織体制の整備、計画策定、予防措置及び現場対応を進める必要があります。

図1 女性の人権が侵害されていると感じること



(千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」〔平成16年9月〕)

図2 相談件数及び一時保護の年次推移(千葉県)



(資料出所：千葉県男女共同参画課)

表1 加害者の罪種別・被害者との関係別検挙状況(被害者が18歳未満の場合)

警察庁資料(平成11年~平成15年)

	父親等					母親等				検挙人員	
	実父	養・継父	内縁	その他	小計	実母	養・継母	その他	小計		構成比
15年	49	40	23	7	119	58	2	4	64	183	100.0
殺人	6	1	3	0	10	16	0	0	16	26	14.2
傷害	25	24	17	1	67	27	2	2	31	98	53.6
傷害致死	5	5	4	1	15	8	0	2	10	25	13.7
暴行	4	0	1	0	5	0	0	1	1	6	3.3
強姦	1	3	0	2	6	0	0	0	0	6	3.3
強制わいせつ	0	1	0	2	3	0	0	0	0	3	1.6
児童福祉法違反	8	6	2	2	18	0	0	0	0	18	9.8
青少年保護育成 条例違反	0	2	0	0	2	0	0	0	0	2	1.1
保護責任者遺棄	4	2	0	0	6	13	0	1	14	20	10.9
重過失致死傷	1	1	0	0	2	2	0	0	2	4	2.2
14年	43	34	34	5	116	60	3	5	68	184	-
増減数	6	6	▲11	2	3	▲2	▲1	▲1	▲4	▲1	-
増減率	14.0	17.6	▲32.4	40.0	2.6	▲3.3	▲33.3	▲20.0	▲5.9	▲0.5	-
13年	50	31	46	9	136	74	2	4	80	216	-
12年	60	22	47	8	137	64	1	6	71	208	-
11年	29	20	22	3	74	52	0	4	56	130	-

注)「その他」は、曾祖父、祖父、祖母、兄、父母の友人で保護者と認められる者等である。

(男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」〔平成16年3月〕)

図3 強制わいせつ認知件数(千葉県)

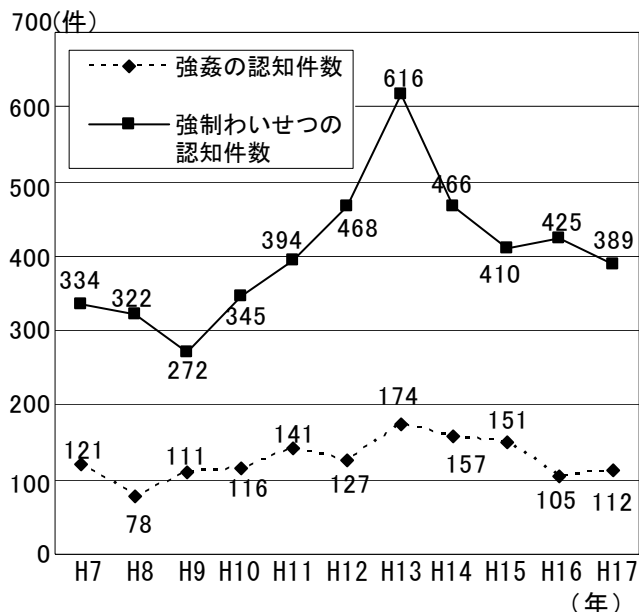
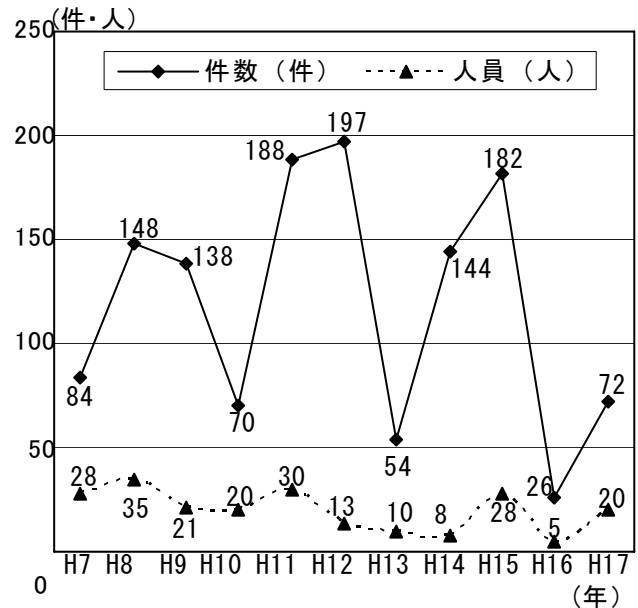


図4 売春関係事犯送致件数(千葉県)



(資料出所:千葉県警察本部)

*認知件数:警察において発生を確認した件数(被害者の届出による)

*送致件数:検察へ事件を送致した件数(売春は、特別法犯であり、検挙時に計上するため)

図5 千葉労働局におけるセクシュアル・ハラスメント相談件数の推移(千葉県)

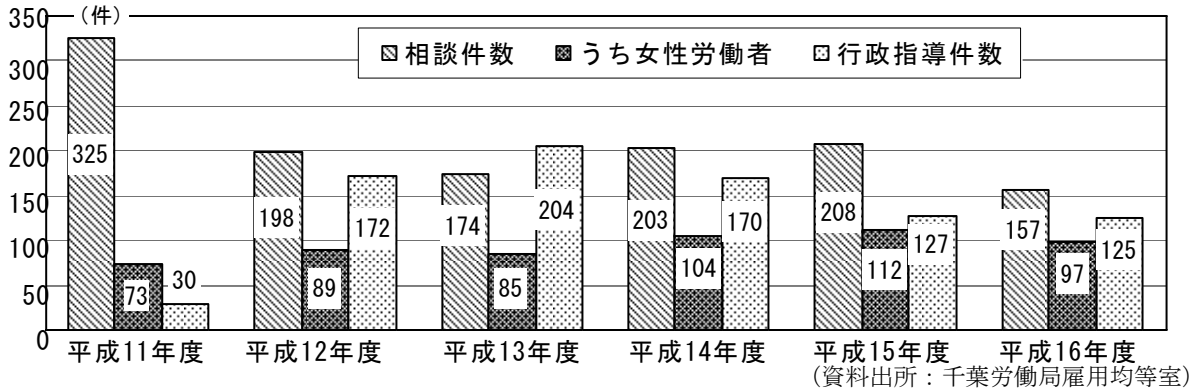
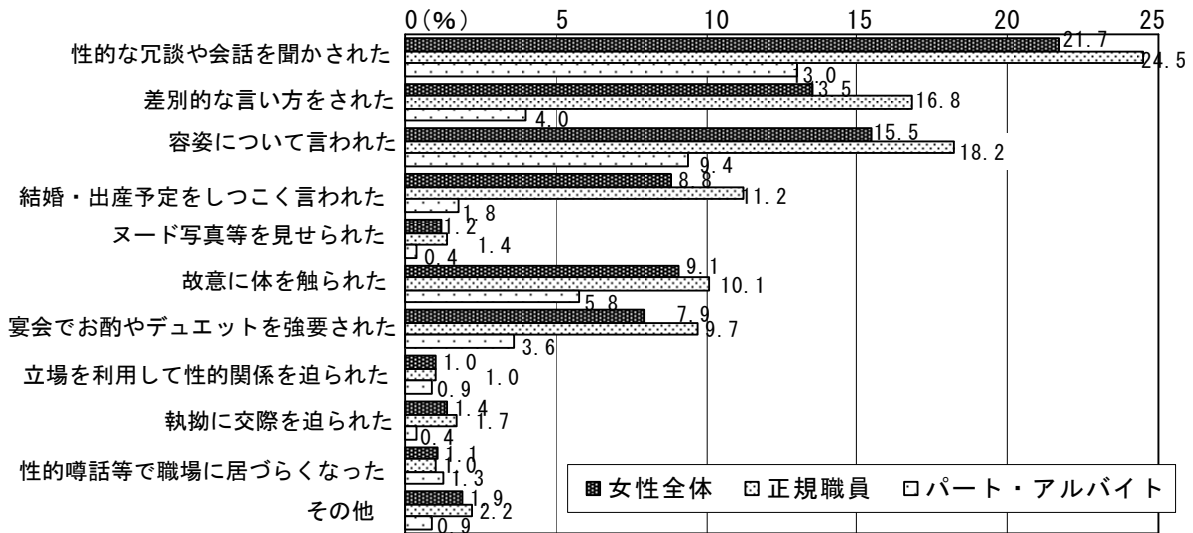
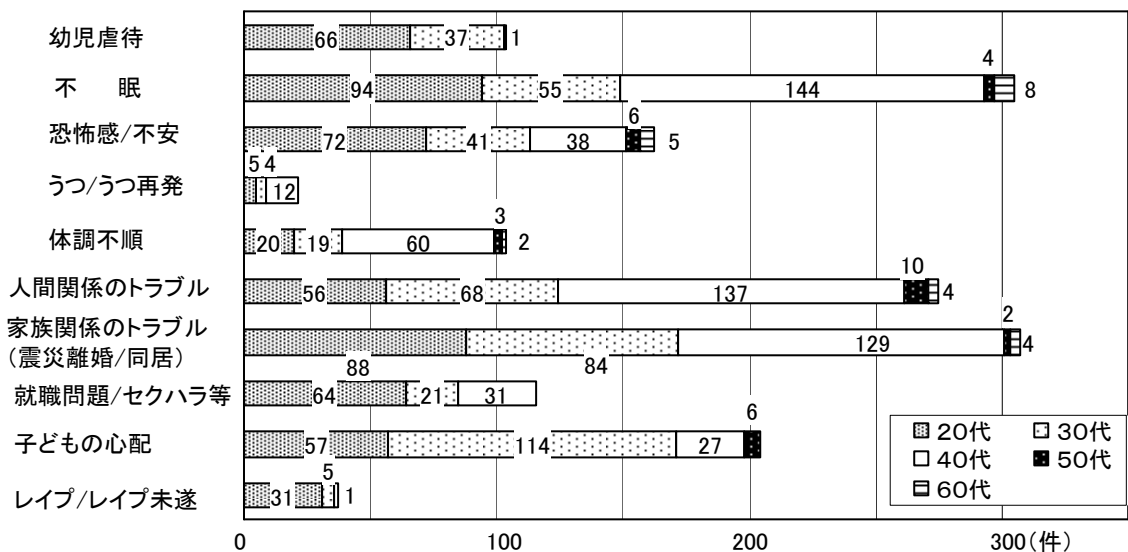


図6 セクシュアル・ハラスメント経験の有無(千葉県)



(千葉県雇用労働課「千葉県労働関係特別調査報告書」〔平成15年3月〕)

図7 阪神・淡路大震災時、「女性のこころとからだ」電話相談(民間・無料)に寄せられた件数(1995年2月-6月の計)



(男女共同参画会議「男女共同参画基本社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について(答申)」〔平成17年7月25日〕)

施策の方向と具体的取組

1 女性と男性の間に生じるあらゆる暴力の根絶

- DV防止のための予防教育や広報・啓発について積極的な推進を図るとともに、相談体制の一層の充実に取り組みます。
- DV被害者の生活再建を支援するため、住宅確保や就労支援を行います。
- DV被害者支援に係る関係各機関との連携を強化します。
- DV加害者の更生を目的とする教育プログラムの一層の充実に図ります。
- 親密な関係にある男女間での暴力を防止するための予防教育や、広報・啓発についての積極的な推進及び相談体制の一層の充実に図ります。
- 医療機関や民間団体とも連携した児童虐待の早期発見及び早期対応システムの構築を検討します。
- 性的虐待を受けた子どもの人権に配慮した治療体制や援助方法の確立を図ります。
- 暴力を許さない社会づくりに向けた家庭教育、学校教育や社会教育及び広報・啓発の積極的な促進に取り組みます。
- 強姦、強制わいせつなどの性犯罪や売買春、人身取引（*17 ページ参照）、ストーカー行為等を防止するための広報・啓発などの積極的な推進及び相談体制の充実に図ります。
- 犯罪行為による直接的な被害のほか、精神的被害、経済的被害等様々な二次的被害に苦しんでいる犯罪被害者及び遺族が犯罪被害等から早期に回復するため、民間被害者支援団体による相談、カウンセリング体制の整備を促進し、相談業務委託を推進します。

2 性に起因する人権侵害を許さない社会環境づくり

- 性に起因する人権侵害や犯罪を防止するため、予防教育や広報・啓発を促進するとともに、人権保障に関する法令の情報提供や学習機会の充実に努めます。
- 性に起因する人権侵害や犯罪に対応する体制の充実に図り、犯罪の予防、取締りを強化します。
- 性に起因する人権侵害や犯罪を許さない県民意識を醸成し、有害な環境の浄化を促進します。
- 人権侵害の救済に関する相談体制の充実に努めます。
- 企業・教育機関等に対するセクシュアル・ハラスメント防止のための研修を実施するとともに、広報・啓発など防止対策を積極的に促進します。

3 マスメディアにおける女性の人権への十分な配慮

- 情報の受け手が情報を主体的に選別、判断できるための能力の育成と、家庭教育・学校教育・社会教育などの生涯にわたる教育・学習の充実に図ります。

- 男女共同参画社会の実現に向けた、メディア関係者に対する積極的な情報提供や広報・啓発を促進します。
- 男女共同参画を阻害することがないよう、公的機関の広報・出版物における男女共同参画の視点に立った表現についての促進を図ります。

4 防災(災害復興を含む)等における女性の人権への十分な配慮

- 地域防災計画等における男女共同参画の視点を明確に位置づけ、防災分野での固定的な性別役割分担の見直しを進めるとともに、防災に関する政策・方針決定過程への男女共同参画の視点の拡大を図ります。
- 女性の人権に配慮した防災(災害復興を含む)体制づくりを進めます。
- 地域コミュニティにおける防災活動についても、男女共同参画の視点からの固定的な性別役割分担意識の見直しや、方針決定過程及び活動への女性の参画を促進し、女性リーダーの育成を図ります。

県民の意見から

- 男女共同参画にしても男女平等にしても、それ自体が一人歩きする危険性を常にはらんでいる。あくまで、個人の尊重、基本的人権の尊重といったところに原点があり、その尊厳や人権を、性別に関係なくすべての人に保障する考えである。これは当然のことだが、あえて強調しておかないと、故意に歪曲して悪意で宣伝しようとする事になりかねない。
- ドメスティック・バイオレンス(DV)など、女性の人権の尊重と侵害の解消を実現してほしい。
- TV等のメディアは男女共同参画に関する問題意識が薄い。性差を利用、違いを強調。いくら学校で教育しても、TV等の影響が大きいので、メディアの根底を変える必要がある。

※県民集会やタウンミーティング等で県民からいただいた意見を掲載しています。
(巻末資料をご覧ください。)

(基本的な課題2) 教育の場における男女平等に関する教育・学習の促進

現状と課題

男女の人権が尊重され、その人らしく生きていける社会を築くためには、学校、家庭、地域や職場などのあらゆる場において、子どもたちから男女平等の意識を育て、さらには生涯を通じた教育や学習により、その意識を育て、認識を深めていくことが重要です。

そのような「男女共同参画社会の土台づくり」の役割を果たすのが、学校教育、家庭教育、社会教育をはじめとするすべての教育や学習であり、県民一人ひとりを対象にした男女平等に関する教育・学習の機会の提供が必要です。

学校教育では、教育活動全般において男女平等に関する教育が進められてきています。これまでに、中学校・高等学校における家庭科の男女共修等について改善されるなど、すべての学校で男女が平等に学習する教育課程に基づき男女平等に関する教育が展開され、日常の学校生活においても、男女が平等に生活し、互いに協力していく機会が多く設けられてきました。平成16年度県民意識調査でも、学校教育の場において「男女の地位が平等である」と回答している割合は、他の様々な分野（家庭、職場、社会通念・慣習、政治など）と比べて高くなっています。

しかし、近年の急激な社会変化は子どもの成長に大きな影響を及ぼし、青少年をめぐる男女間の暴力や性行動の問題等が増え、大きな社会問題となってきています。また、子どもの人権に対する意識や男女平等についての認識が十分でないことを背景に、教育関係者等による子どもへの不適切な対応が行われていることも見受けられます。

このような子どもを取り巻く性にかかわる状況から子どもを守るためには、子どもに対して、その発達段階に即した性教育等を行い、正しい知識等を身に付けられるようにするとともに、子どもが相談しやすい体制の整備が必要です。

さらに、本県が平成16年度に実施した「男女共同参画に関する職員意識調査（教職員対象）」によると、教職員の仕事内容自体にも性別による偏りがある等の回答も見られるなど、学校教育の場の一部で固定的な性別役割分担意識（*18ページ参照）に基づく教育環境が残っています。

このような意識を教育の場から取り除くため、学校教育の関係者に対する研修の実施や、学校における男女共同参画の促進が必要です。

一方、社会における教育や学習の場においては、県民を対象とした人権意識の

啓発活動や男女共同参画意識を高めるための研修等を実施してきました。

しかしながら、平成16年度県民意識調査によると、社会全体で「男性が優遇されている」と感じる人の割合が男性の7割、女性の8割を占めており、日常における職業生活や家庭生活など人々の暮らしにかかわる様々な場において、男女の不平等を感じています。そこでこれまで以上に、生涯にわたり、あらゆる教育の場における男女平等に関する教育や学習を促進し、その土台となる県民の意識を高めていくことが重要です。

平成17年度「県政に関する世論調査(以下「平成17年度県政世論調査」という。)」によると、男女共同参画社会づくりを進めるために重要な分野として、28.3%の人が「学校において、男女平等の意識を育てる教育を行うこと」と回答しています。また、男女共同参画社会の形成のために、学校教育で必要なことについて、「進路指導や生徒指導など、学校生活の中で男女がそれぞれの能力や個性を生かせるようにすること」との回答が64.3%と最も高くなっています。

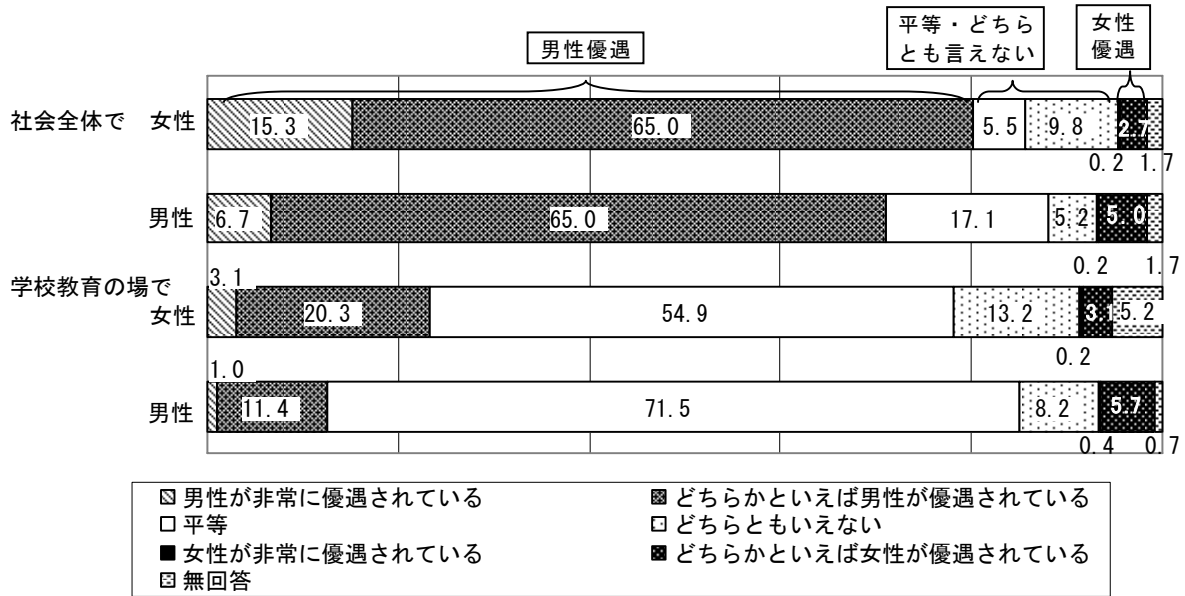
今後も、学校教育活動全般に男女平等の視点を取り入れ、児童生徒の発達段階に応じた男女平等に関する教育を積極的に進めていくことが重要です。

また、すべての県民の男女共同参画の意識を高めていくためには、学校教育のみならず、家庭、地域や職場などのあらゆる場において男女平等についての学習機会を提供することにより、誰もが人権尊重や男女平等に関心を持ち、正しい知識や能力を身につけていくようにすることが重要です。

さらに、これからは、男女が多様なライフスタイルの選択を可能にする教育や学習機会の提供、教育関係者の正確な理解の促進、男女ともに生涯にわたる教育・学習機会の提供や社会参画を促進するための施策などを一層充実していく必要があります。女性も男性も、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に参画しうる、県民一人ひとりの自己実現を可能にする社会への転換が求められています。

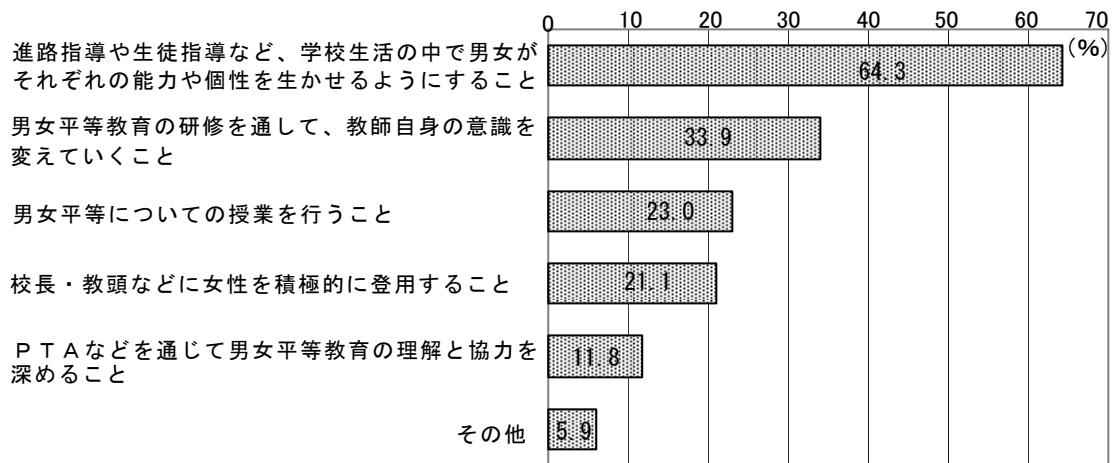
そのためには、生活を通じて、自立した個人としての人格の完成を目指す教育や学習が必要です。

図8 男女の平等意識(社会全体で、学校教育の場で)(%)



(千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」[平成16年9月])

図9 男女共同参画社会の形成のために学校教育に必要なこと(複数回答)



(千葉県報道監「県政に対する世論調査」[平成17年8月])

施策の方向と具体的取組

1 学校における男女平等に関する教育・学習の促進

- 学校教育活動全般における子どもの発達段階に即した男女平等に関する教育や学習を促進します。
- 固定的な性別役割分担意識（*18ページ参照）の是正や、差別や暴力への気づきをはぐくむ能力向上のための教育プログラムの開発を行います。
- 男女共同参画の視点を踏まえた進路指導やキャリア教育(*)を促進します。
- 子どもの発達段階に即した性教育をはじめとする健康教育の充実を図ります。
- 性や性差別について悩みを持つ子どもが相談しやすい組織・体制の整備を行います。
- 学校教育関係者等を対象とした研修を実施します。
- 男女平等に関する教育を含む人権教育推進校による研究と、実践事例等についての情報提供を行います。
- 学校内における男女共同参画についての研修を推進するとともに、校内推進体制の充実を図ります。
- 校長・教頭等への女性の積極的登用を行います。

用語の説明

* キャリア教育

児童・生徒一人ひとりのキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てる教育。
児童・生徒一人ひとりの勤労観、職業観を育てる教育。

2 社会における男女平等に関する教育・学習の促進

- 社会教育の場における男女共同参画に関する意識を含む人権意識を高める学習について、女性だけでなく男性向けの学習内容や機会の充実に努めます。
- 家庭教育における男女共同参画の意識を高めるための学習及び広報・啓発の充実に努めます。
- 学校教育から継続した生涯にわたる男女共同参画に関する学習環境の整備を行います。
- 社会教育関係者等を対象とした研修を実施します。
- 進学や就職等の進路についての若年者を対象とした相談体制等の支援を行います。

県民の意見から

- これからは、いかに自分の人生を主体的に生きるかということが大切である。自分がどういう人間かを知り、自分がやりたい職業に就くことができるような教育をしてほしい。
- 教育現場において、生徒は性別を意識することなく生活できるようになっている。生徒会長が女性でも何ら抵抗感がない。
- いろいろな講座や講演に参加してみると、男性の参加者がとても少ない。男性が興味を持てる内容の学習の機会を増やしてほしい。
- 男女共同参画の考えを押し付けたり、こうあるべきだとあまり表現したりせず、自ら気づき理解してもらえるような啓発をしたい。

※県民集会やタウンミーティング等で県民からいただいた意見を掲載しています。
(巻末資料をご覧ください。)

(基本的な課題3) 男女平等の視点に立った意識変革と制度・慣行の見直しのさらなる促進

現状と課題

平成16年度県民意識調査で、「男女の地位の平等感について」を、「社会全体で」、「家庭のなかで」、「職場のなかで」、「学校教育の場で」、「政治の場で」、「法律や制度の上で」、「社会通念・慣習で」の7分野について問いかけたところ、「学校教育の場で」は62.0%の人が男女が平等であると感じており、「法律や制度の上で」は平等であると感じている人も36.5%となっています。

しかし、男性の方が優遇されていると感じる人が多い分野は、「職場のなかで(69.5%)」、「政治の場で(78.3%)」、「社会通念・慣習で(78.2%)」と、依然として多く、この結果「社会全体で」も、男性で約7割、女性で約8割の人が「男性が優遇されている」と回答しています。

一方で、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識(*18 ページ参照)について、同調査で初めて「そう思わない」とする回答が男女ともに過半数を超えたことからもうかがえるように、県民の意識は着実に変化してきており、今後も引き続き、女性・男性それぞれの置かれている状況から求められる需要に合わせ、きめ細かな施策を展開する必要があります。

また、同調査で「男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるために重要と思うこと」については、男性の4人に1人、女性の5人に1人が「性に基づく様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること」と答えています。

この「性に基づく様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたり」を、通常の地域の制度・慣行の中から見分け、改めていくためには、社会や地域の制度・慣行が、社会活動や家庭生活にどのような影響を与えているかを確認し、見極めることが必要です。

社会制度や慣行は、それぞれの目的や経緯を持って生まれてきたものですが、男女共同参画社会をつくるという新しい視点から見た場合に、男女の置かれている立場の違いなどから、女性と男性に同じような影響や結果をもたらさないものも含まれています。

このような影響や結果が生じることを防ぎ、女性も男性も様々な活動への参画を選択することについて中立的な社会制度を整備することが重要ですが、その原因として存在する、長い時間をかけて意識の中に形作られてきた固定的な性別役割分担意識(*18 ページ参照)から解放される必要があります。

さらに、「社会的性別(ジェンダー)」(*31 ページ参照: *1) が性差別、固定的な役割分担、偏見等につながっている場合もあることから、これらが社会的性別により作られたものであるかを見分ける力である「社会的性別(ジェンダー)

の視点」(*2)を持つことが重要です。

この視点を養い、男女共同参画社会づくりを進めるため、男女共同参画の理念や、「社会的性別（ジェンダー）」の定義について誤った運用や解釈をされないよう、県民にわかりやすい広報や啓発活動が必要とされています。

用語の説明

*1 「社会的性別」（ジェンダー）

人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会や文化によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー/gender）という。

「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも広く使われている。

*2 「社会的性別」（ジェンダー）の視点

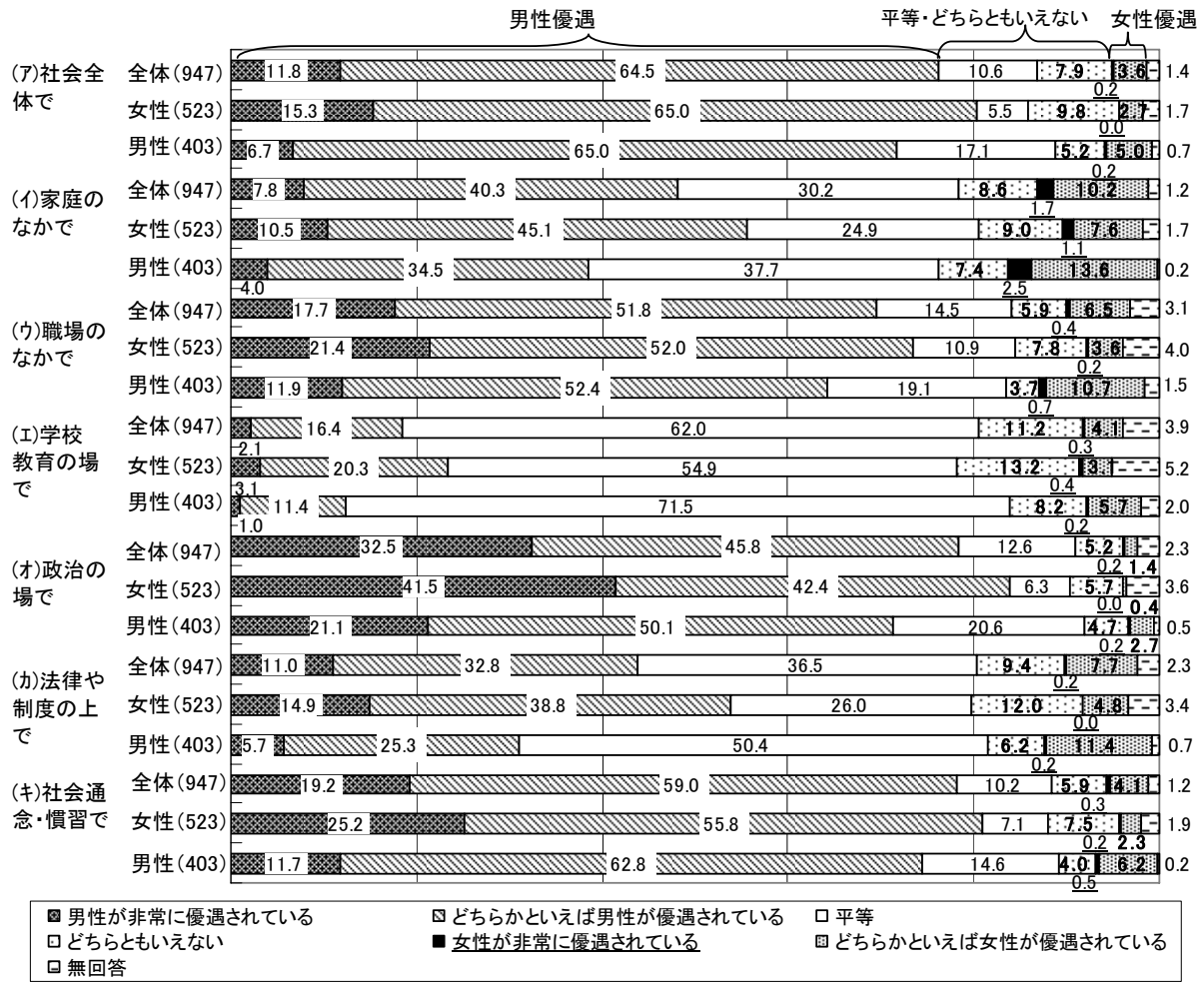
「社会的性別」が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していかうとするもの。

この視点でとらえられる対象には、性差別、性別による固定的役割分担及び偏見等男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられるものがある。その一方で、対象の中には、男女共同参画社会の形成を阻害しないと考えられるものもあり、このようなものまで見直しを行おうとするものではない。社会制度・慣行の見直しを行う際には、社会的な合意を得ながら進める必要がある。

このように、男女共同参画に関して様々な広報や啓発活動を効果的に行うためには、男女共同参画に関する県民の意識や現状、課題等を把握することが重要となります。

そのためには、県民と県とがそれぞれ男女共同参画に関する情報の収集や提供を行うことができるよう、男女共同参画社会づくりの拠点となる「ちば県民共生センター」等を整備し、調査研究のための機能を充実させるとともに、各種情報媒体の活用を図ることが必要です。

図10 男女の平等意識 (%)



(千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」〔平成16年9月〕)

図11 平等になるために重要なこと(上位5項目)

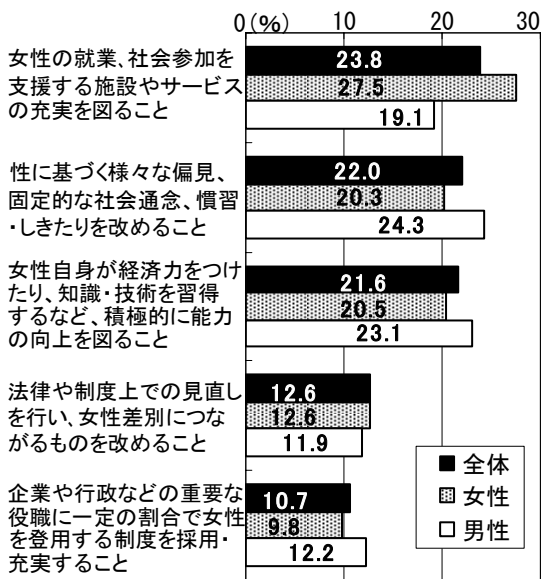
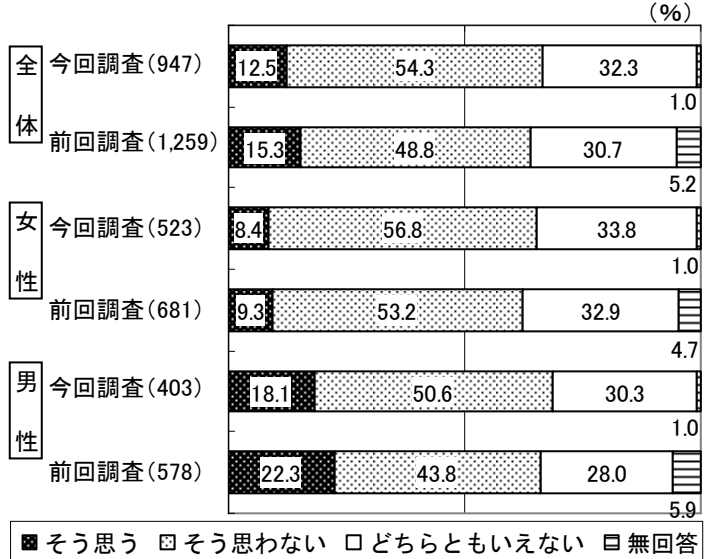


図12「男は仕事、女は家庭」の考え方



(千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」

〔今回調査：平成16年9月、前回調査：平成10年11月〕)

施策の方向と具体的取組

1 固定的な性別役割分担意識(*18 ページ参照)の是正と制度・慣行の見直し

- 「社会的性別（ジェンダー）」の視点(*31 ページ参照)の定着を促し、固定的な性別役割分担意識の是正につながる広報・啓発の充実に努めます。
特に、男性の意識や関心を高めるための広報・啓発を実施し、学習機会を提供します。
- 県の施策が男女共同参画社会の形成に与える影響を調査するとともに、県の施策に対する苦情処理を適切に行うことにより施策を改善します。
- 誰もがその人らしく生きることを難しくしている慣習・慣行についての調査を行い、見直しを促進します。
- 男女共同参画の視点に立った施策の企画・立案、実施及び広報に関する行政関係職員に対する研修を実施します。
- 男女共同参画社会の実現に向けた、メディア関係者に対する積極的な情報提供や広報・啓発を促進します。(再掲)
- 一人ひとりが情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力の向上への支援を行います。
- 人権保障に関する法令の情報提供や学習機会の充実に努めます。
- 人権侵害の救済に関する相談体制の充実に努めます。(再掲)

2 男女共同参画に関する調査研究の推進と情報の収集、提供

- 県民の男女共同参画に関する意識や現状及び課題の把握を図るとともに、「ちば県民共生センター」における男女共同参画に関する調査研究機能を強化します。
- 男女共同参画に関する情報の収集、整備及び各種媒体を活用した提供を行います。

県民の意見から

- 最近では、祭礼で女性もおみこしを担いでいる姿を見るようになった。伝統を守りながら男性と女性がともにかかわりお祝いをするのはいいと思って、いつも見ている。
- 男性を対象とした講演、場が必要ではないか。男性にもっと理解してもらえるような施策をする必要がある。

※県民集会やタウンミーティング等で県民からいただいた意見を掲載しています。
(巻末資料をご覧ください。)